

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	消費生活相談カード	
2	実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関 水戸市長 組織名 市民協働部市民生活課（消費生活センター）	
3	個人情報ファイルの利用目的	消費生活相談の進行管理及び類似相談についての回答の検索利用	
4	記録項目	相談者の住所，性別，職業，電話番号 受付年度，日付，受付番号，受付区分（来所，電話，文書），相談区分（苦情，問合せ，要望）， 案件名，相談内容等要旨，契約先情報（契約業者及び信用供与者等名，住所，電話番号，販売担当者），処理結果	
5	記録範囲	消費生活相談者	
6	記録情報の収集方法	本人	
7	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
8	記録情報の経常的提供先		
9	開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 水戸市市民協働部市民生活課及び水戸市情報公開センター (所在地) 水戸市中央1丁目4番1号	
10	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
11	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12	備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。